

小児慢性特定疾病医療意見書等の記載時の留意事項

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室
令和5年5月

医療意見書は、以下の事項にご留意いただくことにより、医療意見書の返却が減り、ご負担をおかけすることが少なくなるかと思われま

す。よりスムーズに、患者さんへの受給者証が交付できるよう、ご参照の上作成いただきますよう、よろしくお願いいたします。

	留意事項
医療意見書について	<ul style="list-style-type: none">・医療意見書は「小児慢性特定疾病指定医」が作成してください。指定を受けていない医師が作成した意見書は認められず、審査できません。指定の状況は岩手県ホームページから確認できます。検索サイトにて、「岩手県 小児慢性特定疾病 指定医」と検索してください。・「医療意見書」様式は「小児慢性特定疾病情報センターサイト (https://www.shouman.jp/) からダウンロードをお願いします。・指定医の署名欄について、「小児慢性特定疾病指定医番号」が未記入のものが多く見られますので、記載をお願いします。また、岩手県（盛岡市除く）と盛岡市、指定難病と小児慢性特定疾病では指定医番号が異なりますので、記載の際にはご確認をお願いします。・専門用語はなるべく読みやすいように、楷書ではっきりとご記入願います。・読み取れない場合、返送する場合があります。
治療研究	<ul style="list-style-type: none">・医療意見書は、医療費支給認定の判定のほか、申請者の同意を得て、慢性疾病にかかっている児童等の健全育成に資する調査及び研究を推進するための基礎資料として、国においてデータベース化をしています。必要事項の記入にご協力をお願いします。・データベース化に当たり、受給者番号、氏名、ふりがな、性別、生年月日、医療機関名、医師名、記載年月日は必須項目となっていますので、判読できるよう記載願います。
疾患群共通	<ul style="list-style-type: none">・小児慢性特定疾病の診断・認定基準の確認に当たっては、小児慢性特定疾病情報センターのホームページ (https://www.shouman.jp/) に掲載されている「診断の手引き」を参考にしてください。・全ての疾病に認定の基準が定められており、これまで認定を受けていた方でも、申請時点で基準を満たしていることが確認できない場合は、引き続き認定することができません。 <p>○重症患者認定について</p> <ul style="list-style-type: none">・「小児慢性特定疾病重症患者認定基準」の該当の有無に丸を付けてください。基準に該当するかわからない場合は不明に丸を付けてください。重症患者の認定を受けると、患者の自己負担上限月額が減額される場合があります。本認定は、認定基準が申請する疾病に起因する場合のみ認定されますのでご注意願います。

疾患群共通

○人工呼吸器等装着者認定について

・「人工呼吸器等装着者認定基準」に該当する場合、「人工呼吸器等装着者申請時添付書類」の提出が必要となりますので、受給対象者から依頼があった場合や基準に該当する場合には、作成をお願いします。

本認定を受けると、患者の自己負担上限月額が 500 円（0 円の場合は変更なし）になります。

・認定基準は以下のとおりになり、人工呼吸器等を装着している場合でも非該当となる場合があります。

<認定基準>

人工呼吸器等を「継続して常時（＝1年以上離脱の見込みがなく、1日中）」装着していること（例えば、夜間のみは不可）。

この「生命維持管理装置」とは、人工呼吸器、体外式補助人工心臓等（気管内挿管チューブを介した人工呼吸器装着者、心臓移植等の治療により離脱を見込める場合もあり得る体外式補助人工心臓等装着者）が該当する。

○成長ホルモン治療について

・成長ホルモン治療を行う場合は、別途「成長ホルモン治療用意見書」の作成が必要です。新しく治療を始める場合と、継続して治療を続ける場合では意見書の様式が異なります。また、終了基準に該当する（身長が基準に達する）場合は認定できません。